

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する審議（４回目）

1. 日 時

令和6年2月15日（木） 10：35～10：50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

物流・自動車局：小熊貨物流通事業課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 渋谷、木村、藤澤、宮田、廣井、近田

4. 議事概要

- 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に係る公聴会の開催結果を踏まえ、質疑等を行った。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 元請運送事業者のみならず、2次・3次の下請運送事業者についても法令遵守がされているか等引き続き監視をしていただければと考えている。
等の意見・質問があった。
- これに対し、物流・自動車局からは、
 - ① 労働時間規制により働き方改革を実現していくとともに、トラックGメンによる監視・指導などにしっかり取り組んでいきたい。
等の回答があった。
- 上記に加え、令和6年1月11日（木）、同月18日（木）及び25日（木）の審議並びに2月13日（火）の公聴会を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本告示について、貨物運送事業法附則第1条の3第1項に基づき国土交通大臣が標準的な運賃として定めることが適当であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。